

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第29号

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 瀬戸市のぞみ学園（第3条—第21条）

第3章 瀬戸市発達支援室（第22条—第23条）

第4章 補則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、瀬戸市児童発達支援センターに関する条例（平成29年瀬戸市条例第30号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、瀬戸市児童発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（運営）

第2条 児童発達支援センターの運営に当たっては、あいち発達障害者支援センター、瀬戸市障がい者相談支援センター、学校、保育所、幼稚園その他関係機関と連絡調整を緊密に行い、条例第2条に規定する障害児等の発達を総合的に支援するものとする。

第2章 瀬戸市のぞみ学園

（職員及び職務権限）

第3条 条例第3条に規定する瀬戸市のぞみ学園（以下「のぞみ学園」と

いう。)に条例第7条に規定する職員として、園長、児童発達支援管理責任者、法令に定める職員その他必要な職員を置く。

2 園長は、のぞみ学園の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(入園児童)

第4条 児童発達支援事業(条例第4条に規定する児童発達支援事業をいう。以下同じ。)の利用(以下「入園」という。)をできる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の7第1項の規定に基づき、障害児通所給付費等(児童発達支援に係る給付に限る。)を支給する旨の決定を受けた児童

(2) 法21条の6の規定に基づき、障害児通所支援(児童発達支援に限る。)を提供する旨又は同支援の提供を委託する旨の決定を受けた児童

2 前項に規定する入園の定員は、30人とする。

(入園の保留)

第5条 市長は、前条第1項に規定する児童が次の各号のいずれかに該当するとき又は前条第2項に規定する定員を超えるときは、当該児童の入園を保留し、又は拒絶することができる。

(1) 感染性又は悪性の疾患を有するとき。

(2) 療育体制に支障が生じるとき。

(3) その他市長が、入園を不相当と認めるとき。

(入園の申込み)

第6条 児童の保護者は、第4条第1項第1号に規定する児童をのぞみ学園へ入園させようとするときは、法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証を提示し、入園申込書を市長に提出しなけれ

ばならない。

(入園の決定)

第7条 市長は前条の入園申込書を受理した場合は、その適否を審査し、入園の決定をしたときは、当該児童の保護者と利用契約を締結しなければならない。

(退園)

第8条 市長は、入園している児童（以下「入園児童」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入園児童を退園させることができる。ただし、第4条第1項第2号に規定する児童については、当該児童について障害児通所支援の提供又は同支援の提供の委託を決定した機関と協議をするものとする。

(1) 入園の理由が消滅したとき。

(2) のぞみ学園の運営に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

(退園の申し出)

第9条 第7条の規定により契約を締結した児童の保護者（以下「契約児童の保護者」という。）は、当該児童を退園させようとするときは、退園させようとする日の1月前までに、契約解除申出書を市長に提出しなければならない。

(通所利用者負担額)

第10条 市長は、入園児童（第4条第1項第2号に規定する児童を除く。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に看護する者をいう。）から、法21条の5の3第2項第2号に規定する額（以下「通所利用者負担額」という。）を徴収する。

(通所利用者負担額の納付)

第11条 前条に規定する通所利用者負担額は、児童発達支援を受けた日

の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。ただし、その日が瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

（通所利用者負担額の減免）

第12条 市長は、災害等により、契約児童の保護者の負担能力に変動が生じたときは、当該保護者の申請に基づき、その変動の程度に応じて通所利用者負担額を減免することができる。

2 前項の規定による申請は、瀬戸市のぞみ学園通所利用者負担額減免申請書を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理し、通所利用者負担額の減免を決定したときは、瀬戸市のぞみ学園通所利用者負担額減免決定通知書を交付するものとする。

4 市長は、第1項に定める場合のほか特別の理由があると認めるときは通所利用者負担額を減免することができる。

（通園）

第13条 入園児童の通園は、通園バスにより行う。ただし、園長が認める場合は、この限りではない。

2 入園児童が、通園バスにより通園するときは、保育士又は児童指導員が同乗し、必要な監護及び指導を行うものとする。

3 通園バスには、入園児童及び第3条に規定する職員のほかは、乗車することができない。ただし、園長が必要と認める者については、この限りでない。

（指導の内容）

第14条 児童発達支援事業における指導の内容は、児童福祉法に基づく

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第27条の規定による児童発達支援計画に基づき、入園児童の特性に応じ、入園児童が健全な社会生活を営むことができるように、生活指導等の各般の指導を通じて集団的及び個別的に行うものとする。

（利用時間）

第15条 条例第6条の規定する利用時間のうち、児童発達支援事業に係る利用時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、行事等が行われる場合は、その開催時間とする。

（給食）

第16条 園長は、入園児童に対して、生活指導の一環として、給食の提供を行うものとする。

（保健衛生）

第17条 園長は、入園児童及び職員に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条に定める健康診断等を行わなければならない。

（保護者との連絡）

第18条 園長は、入園児童連絡簿を作成し、入園児童の身体状況、精神状態、指導状況等について必要な事項を記入し、常に保護者との連絡を図るよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第19条 園長は、災害の発生のおそれのある箇所及び消火、避難、警報その他の防火に関する設備を常に点検するとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、これに対する不断の注意を払うよう努めなければならない。

2 前項の計画に基づく避難及び消火に対する訓練を、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(施設及び設備の管理)

第20条 園長は、施設及び設備の管理保全に努め、常にその現況を明らかにしておかなければならない。

2 園長は、施設における業務に支障をきたさない限りにおいて、施設及び設備を一時他に使用させることができる。

(事故の報告)

第21条 園長は、災害、集団疾病等の事故が生じた場合並びに施設及び設備の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷した場合は、速やかに市長に報告するとともに、必要な手続きをとらなければならない。

第3章 瀬戸市発達支援室

(職員及び職務権限)

第22条 条例第3条に規定する瀬戸市発達支援室（以下「発達支援室」という。）に条例第7条に規定する職員として、室長その他の職員を置く。

2 室長は、上司の命を受けて発達支援室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(事務処理)

第23条 室長は、発達支援室が取り扱った相談等について、相談等の種別、相談等の経過、指導後の状況等を備付けの帳簿に記録しなければならない。

第4章 補則

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(瀬戸市のぞみ学園管理規則及び瀬戸市発達支援室に関する条例施行規則の廃止)

2 瀬戸市のぞみ学園管理規則(昭和51年瀬戸市規則第22号)及び瀬戸市発達支援室に関する条例施行規則(平成22年瀬戸市規則第17号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に入園の決定を受けている児童は、この規則の規定に基づき入園の決定を受けた児童とみなす。

4 この規則の施行の際現に決定している通所利用者負担額の納付期限又は減免は、この規則の規定に基づき決定した通所利用者負担額の納付期限又は減免とみなす。